



会員にとって役に立つ「千葉県からの情報」を提供いただき掲載しています。詳しくは県庁HPをご参照ください。

千葉県東葛テクノプラザ 貸研究室内の御案内

柏市柏の葉に所在する千葉県東葛テクノプラザは、県内の中小企業やベンチャー企業の支援を行っている施設で、支援の一環として研究室内の貸し出しを行っています。研究室は約12㎡の小部屋から、約115㎡の大部屋まで多様な部屋があり、企業様のニーズに合った研究室内を比較的安価に貸し出ししております。

入居者の募集は例年5月、9月、12月の年3回実施しており（手続きの都合で前後することがあります）、募集開始時には千葉県と東葛テクノプラザのホームページにて案内を掲載いたしますので、新たな研究室内をお探しの中小企業様、ベンチャー企業様は、ぜひ応募をご検討ください。

研究室内のほかにも、各種の会議室や、研究開発に必要な試験機器約90機種を安価にお貸ししておりますので、ご興味のある方は下記までお問い合わせください。

お問い合わせ

公益財団法人千葉県産業振興センター
東葛テクノプラザ 事業推進課
柏市柏の葉 5-4-6
TEL 04-7133-0139
FAX 04-7133-0162



※入居条件など、募集内容の詳細は下記ホームページをご覧ください。

■千葉県HP：<http://www.pref.chiba.lg.jp/sanshin/incubation/toteku-nyuukyo.html>

■東葛テクノプラザHP：<http://www.ttp.or.jp>

千葉県では、飲食店の認証制度を実施しています。

県では、感染防止対策と経済の両立を目指し、飲食店の感染防止対策を促進するため、高いレベルの感染防止対策が取られている飲食店を県が認証する「千葉県飲食店感染防止対策認証制度」を実施しています。

高いレベルの感染防止対策が取られていることを認証した店舗に対して、認証取得のために要した設備等の整備費用への支援を行っています。

※緊急事態宣言が発令されている時及びまん延防止等重点措置区域等における営業時間の短縮等の要請内容については、県ホームページなどをご確認ください。

対象 食品衛生法による営業許可を受けている県内飲食店
(テイクアウト・デリバリー型を除く)

認証までの流れ

- ① 申請に必要な書類一式を作成し、事務局に提出
- ② 認証基準を満たしているか現地で確認
- ③ 認証を受けた店舗に認証ステッカーを交付

申請方法 ホームページから電子申請、郵送、メールまたはファックス
※認証基準や「申請の手引き」など、詳しくはホームページをご覧ください。

問い合わせ・申請先 千葉県飲食店認証事務局

電話 043-307-9003 メール chiba-ninsho@tobutoptours.co.jp

FAX 043-307-9004

電子申請はこちら <https://www.chiba-inshoku-ninsho.jp/>



千葉県 飲食店認証 検索